

いろいろな交通違反

(うっかりして、或いは間違って犯す可能性のある交通違反について)

JJ1SXA/池

1、「高速自動車国道等運転者遵守事項違反」

高速道路でガス欠、エンジンオイル不足でエンジン焼き付き、冷却水が入っていないくてオーバーヒート等で運転不能となった場合、一般道なら違反に問われないが、高速道路では、「高速自動車国道等運転者厳守事項違反」で基礎点数 2 点、反則金¥9,000(普通車)が科されます。

2、「通行帯違反」

高速道路で追い越し車線をずっと継続して走行する行為は、「通行帯違反」で、基礎点数 1 点、反則金¥6,000(普通車)が科されます。

高速道路の違反では、スピード違反に次ぐ第 2 位の取り締まり件数となっているそうです、どの位の距離を走ったかといった、距離についての規定は無いが、追い越し車線を利用する理由が無くなった時点で速やかに走行車線に戻る必要があります。

「道交法」

(車両通行帯)

第二十条 車両は、車両通行帯の設けられた道路においては、道路の左側端から数えて一番目の車両通行帯を通行しなければならない。

ただし、自動車(小型特殊自動車及び道路標識等によつて指定された自動車を除く。)は、当該道路の左側部分(当該道路が一方通行となつてゐるときは、当該道路)に三以上の車両通行帯が設けられてゐるときは、政令で定めるところにより、その速度に応じ、その最も右側の車両通行帯以外の車両通行帯を通行することができる。

一寸ややこしいが、まとめると、

①自動車は車両通行帯が 2 つの道路では左側の通行帯を、車両通行帯が 3 つ以上ある道路では一番右側の通行帯以外を走行しなさい

②原付など自動車以外の車両は常に一番左側の車線を走りなさい

この 2 つが道路交通法で走って良いよと定められている「車両通行帯」です。

これら以外の通行帯、つまり一番右側の通行帯(いわゆる追い越し車線)を走り続けていると「通行帯違反」として摘発されます。

3、「警音器使用制限違反」

むやみにクラクションを鳴らすと「警音器使用制限違反」に問われます。

法令の規定によつてクラクションを鳴らさなければならない場合や危険防止のために止むを得ない時を除き、クラクションを鳴らしてはならないと、道路交通法第 54 条 2 項で定められています、違反すると、反則金¥3,000(普通車)が科されます。

「道路交通法第 54 条 2 項(警音器の使用等)」

車両等の運転者は、法令の規定により警音器を鳴らさなければならないこととされている場合を除き、警音器を鳴らしてはならない。ただし、危険を防止するためやむを得ないときは、この限りでない。

4、「警音器吹鳴義務違反」

上記 3 と逆になります、危険を防止するため止むを得ない時は勿論、見通しのきかない交差点、見通しのきかない曲がり角、坂の頂上、山道等のカーブが多い道路、道路標識等で指定された場所等を通行する場合は、クラクションを鳴らし対向車に注意喚起しなければなりません、これを怠ると、「警音器吹鳴義務違反」になり、反則金¥3,000(普通車)が科されます。

「道路交通法第 54 条第 1 項(警音器の使用等)」

車両等(自転車以外の軽車両を除く。以下この条において同じ。)の運転者は、次の各号に掲げる場合においては、警音器を鳴らさなければならない。

- 一 左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上で道路標識等により指定された場所を通行しようとするとき。
- 二 山地部の道路その他曲折が多い道路について道路標識等により指定された区間における左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上を通行しようとするとき。



5、「横断歩道等における歩行者等の優先違反」

横断歩道を渡る歩行者、横断しようとしている歩行者がいる場合、車両は一時停止をしてその通行を妨害しない事が義務付けられています、横断歩道が無い交差点も、歩行者が横断している時は、歩行者の通行を妨げてはいけません。

これらは全て、道交法第 38 条で定められています、違反すると、基礎点数 2 点、反則金 ¥9,000(普通車)が科されます。

「道路交通法第 38 条の 1」

(横断歩道等における歩行者等の優先)

車両等は、横断歩道又は自転車横断帯(以下この条において「横断歩道等」という。)に接近する場合は、当該横断歩道等を通過する際に、当該横断歩道等によりその進路の前方を横断しようとする歩行者又は自転車(以下この条において「歩行者等」という。)がないことが明らかな場合を除き、横断歩道等の直前(道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前。以下この条において同じ。)で停止することができるような速度で進行しなければならない。

この場合において、横断歩道等により進路の前方を横断し、又は横断しようとしている歩行者等があるときは、当該横断歩道の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない。



横断歩道上の人身事故は重罰だ

「道路交通法第 38 条の 2」

車両等は、交差点又はその直近で横断歩道の設けられていない場所において歩行者が道路を横断しているときは、その歩行者の通行を妨げてはならない。

6、「運転者の遵守事項違反」

窓を開けたままの駐車は違反か？ですが、道交法 71 条では、「他人に無断で運転されることが無いようにするため必要な措置を講ずること」がドライバーに求められており、窓の開けっぱなし駐車はそれに違反してしまう場合があります、同様の理由で、「駐車中に車の鍵をつけっぱなしにすること」や、「エンジンをかけたままで放置する」ことも違反になります、基礎点数 1 点、反則金¥6,000(普通車)が科されます。

「道路交通法第 71 条(運転者の遵守事項)」

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

五の二 自動車又は原動機付自転車を離れるときは、その車両の装置に応じ、その車両が他人に無断で運転されることがないようにするため必要な措置を講ずること。

7、「交差点等進入禁止違反」

「道路交通法第 50 条」

交通整理の行なわれている交差点に入ろうとする車両等は、その進行しようとする進路の前方の車両等の状況により、交差点(交差点内に道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線をこえた部分。以下この項において同じ。)に入った場合にお

いては当該交差点内で停止することとなり、よつて交差道路における車両等の通行の妨害となるおそれがあるときは、当該交差点に入つてはならない。

2. 車両等は、その進行しようとする進路の前方の車両等の状況により、横断歩道、自転車横断帯、踏切又は道路標示によつて区画された部分に入った場合においてはその部分で停止することとなるおそれがあるときは、これらの部分に入つてはならない。

8、「乗合自動車発進妨害」

バスの後方をいらつきながら走っていて、バス停で停まったバスを追い越そうとしても、対向車が多く中々追い越せず、ようやく対向車が途切れて追い越す場合、既に乗客の乗降を終えて発進のためウインカーを上げているにもかかわらず、強引に追い越すという風景は多く見られますが、完全に違反です、基礎点数 1 点、反則金¥6,000 (普通車) が科されます。

「道路交通法第 31 条の 2」

停留所において乗客の乗降のため停車していた乗合自動車が発進するため進路を変更しようとして手又は方向指示器により合図をした場合においては、その後方にある車両は、その速度又は方向を急に變更しなければならないこととなる場合を除き、当該合図をした乗合自動車の進路の變更を妨げてはならない。

9、「高速自動車国道の本線車道の最低速度違反」

高速自動車国道の本線車道(通常、高速走行する部分の事を指し、本線車道と呼ばれるのは、走行車線と追越車線のみ)の最高速度は 100km/h(一部、110km/h で実証実験中)、最低速度は本線車道のうち対面通行でない区間 50km/h となっています。危険を回避する目的以外にその最低速度に達しないスピードで進行した場合最低速度違反となります、高速自動車国道の本線車道のうち対面通行でない区間は 50km/h 以上出さなければいけないのです。

ちなみに、高速道路を構成するのは、走行車線・追越車線の他、加速車線・減速車線・登坂車線・路側帯・路肩である。



50 の数字の下にアンダーバーが入っている

以上の他にも、そんなのが違反になるのといったケースは結構あります、思いつくまま列挙します。

- 「水たまり泥はね運転違反」
- 「サンダル・ハイヒール運転違反」
- 「不注意ドア開け違反」
- 「運転席・助手席のヘッドレスト無し違反」
- 「ながら運転違反」
- 「雪道をノーマルタイヤで走行」
- 「自賠責証明書不携帯」
- 「後部座席のシートベルト着用義務違反」

諸々、うっかり違反の可能性があるものが結構多いです、暇な時(暇はあるのでやる気の起きた時 hi)に、根拠条文と、違反点数、反則金の額等を調べて、改めて追加しようと思っていますが、何時の事になるやらです。